

敦賀市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき実施した、公の施設の指定管理者監査の結果を同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 2 日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	有	馬	茂 人

公の施設の指定管理者監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく公の施設の指定管理者監査

3 監査の対象

- (1) 施設 敦賀市公設地方卸売市場
- (2) 指定管理者 福井県農業協同組合（敦賀美方農業協同組合）
- (3) 所管課 産業経済部農林水産振興課

4 監査の範囲

平成30年度及び令和元年度に公の施設の指定管理者が行った当該施設の管理運営等に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の指定管理者に係る事務の執行状況

5 監査の実施日

令和2年7月3日

6 監査の実施内容

公の施設の指定管理者が行う当該施設の管理運営等に係る出納その他の事務の執行及び所管課の指定管理者に係る事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、指定管理者及び関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- (1) 指定管理者
 - ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
 - イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - ウ 施設活性化のための努力はなされているか。
 - エ 施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。

(2) 所管課

- ア 指令管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- イ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- オ 業務の履行確認及び指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

8 監査の結果

公の施設の指定管理者が行った施設の管理運営等に係る出納その他の事務の執行及び所管課の指定管理者に係る事務の執行については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 指定管理者

- ア 会計経理に係る事務について、正確性を担保するためにも、決裁に関することも含め経理規程の策定を検討されたい。
- イ 指定管理者が行う指定管理業務とその他の業務に共通的に発生する費用について、区分経理の根拠を検証できるよう、費目ごとの按分基準を明文化するよう検討されたい。

(2) 所管課

- ア 施設敷地内に建設された水素ステーションについて、管理責任も含め市と指定管理者の権利関係を明確にされたい。
- イ 施設に係る有形固定資産について、固定資産台帳に記載漏れがないか再度確認し、適切に処理されたい。
- ウ 固定資産となる備品の購入に当たっては、市と指定管理者のどちらが購入すべきかを適切に判断されたい。
- エ 施設の修繕料については、業務仕様書において規定されているが、費用負担や精算の運用があいまいであるため、適正な運用となるよう検討されたい。